

北上市告示甲第57号

北上市一時保育事業費補助金交付要綱（平成17年北上市告示第28号）の一部を次のように改正し、令和6年度分の補助金から適用する。

令和6年10月1日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(補助対象事業)</p> <p>第2 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は保育所等に通っていない、又は在籍していない次のいずれかに該当する児童を対象に行う事業であって、<u>一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号、雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）の別紙「一時預かり事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に規定する「一般型」又は「余裕活用型」のいずれかの区分に該当するものとする。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5 補助金の額は、第2に規定する補助対象事業の区分に応じ、次の各号の規定により算定した額と事業の実施に要した経費から事業に係る収入額を控除した額を比較して、いずれ</p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第2 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は保育所等に通っていない、又は在籍していない次のいずれかに該当する児童を対象に行う事業であって、<u>実施要綱（一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日付け5文科初等第2592号文部科学省初等中等教育局長・こ成保第191号こども家庭庁成育局長通知）に定める一時預かり事業実施要項をいう。以下同じ。）に規定する一般型又は余裕活用型のいずれかの区分に該当するものとする。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5 補助金の額は、第2に規定する補助対象事業の区分に応じ、次の各号の規定により算定した額と事業の実施に要した経費から事業に係る収入額を控除した額を比較して、いずれ</p>

か少ない額とする。

(1) 一般型 次に掲げる基本額と加算額を合算した額

ア 基本額 次の表の区分による額

年間延べ利用児童数	補助金額
25人以上300人未満	円 <u>2,751,000</u>
300人以上900人未満	<u>3,051,000</u>
900人以上1,500人未満	<u>3,267,000</u>
1,500人以上2,100人未満	<u>4,719,000</u>
2,100人以上2,700人未満	<u>6,171,000</u>
2,700人以上3,300人未満	<u>7,623,000</u>
3,300人以上3,900人未満	<u>9,075,000</u>
3,900人以上	<u>10,527,000</u>

イ [略]

(2) [略]

2 [略]

か少ない額とする。

(1) 一般型 次に掲げる基本額と加算額を合算した額

ア 基本額 次の表の区分による額

年間延べ利用児童数	補助金額
25人以上300人未満	円 <u>2,833,000</u>
300人以上900人未満	<u>3,105,000</u>
900人以上1,500人未満	<u>3,321,000</u>
1,500人以上2,100人未満	<u>4,797,000</u>
2,100人以上2,700人未満	<u>6,273,000</u>
2,700人以上3,300人未満	<u>7,749,000</u>
3,300人以上3,900人未満	<u>9,225,000</u>
3,900人以上	<u>10,701,000</u>

イ [略]

(2) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。